

令和6年度運営指導実績

実施年月日	事業所名	サービス種類	文書指導	口頭指導	指導等の内容 (返還がある場合のみ記載)	返還額
R7.3.13		特定相談支援	なし	あり	-	-
R7.3.18		特定相談支援	なし	あり	-	-
		障害児相談支援				

●指導内容			指導件数内訳		指導内容詳細
種別A	種別B	指導件数	文書指導	口頭指導	
基本方針	基本方針	1	0	1	自らの提供する指定計画相談支援の評価を行い、常に改善を図ること。
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	1	0	1	運営規程について現状に合わせて訂正し、利用者等に対し適切に説明を行うこと。
運営基準	契約内容の報告等	1	0	1	指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の利用に係る契約をしたときは、その旨を市に対し遅滞なく報告すること。
運営基準	計画相談支援給付費の額に係る通知等 ／障害児相談支援給付費の額に係る通知等	1	0	1	法定代理受領により計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の支給を受けた場合は、対象者等に対し計画相談支援給付費（障害児相談支援給付費）の額を通知すること。
運営基準	運営規程	1	0	1	運営規程の虐待の防止のための措置に関する事項について、成年後見制度の利用支援、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関する事項を追記すること。
運営基準	業務継続計画の策定等	1	0	1	従業者に対し、業務継続計画の策定等について周知するとともに必要な研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
運営基準	掲示等	1	0	1	掲示について、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等の重要事項を掲示または記載した書面を関係者に自由に閲覧できるように備え付けること。
運営基準	秘密保持等	1	0	1	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ること。
合計		8	0	8	

運営指導実施事業所数	2	文書指導	口頭指導
うち文書又は口頭指導あり	2	0	2

※文書指導：重大な基準違反又は給付費の返還を伴う算定要件不適合
 例) 人員基準違反、管理者の責務を果たしていない、具体的取扱方針に規定する手順を行っていない、加算の算定要件となる会議等を実施していない など

※口頭指導：軽微な基準違反又は努力義務の未実施等
 例) 運営規程・重要事項説明書等が最新の情報に更新されていない、経過措置の期限内であるが措置が実施されていない、記録等の記載が不十分である など